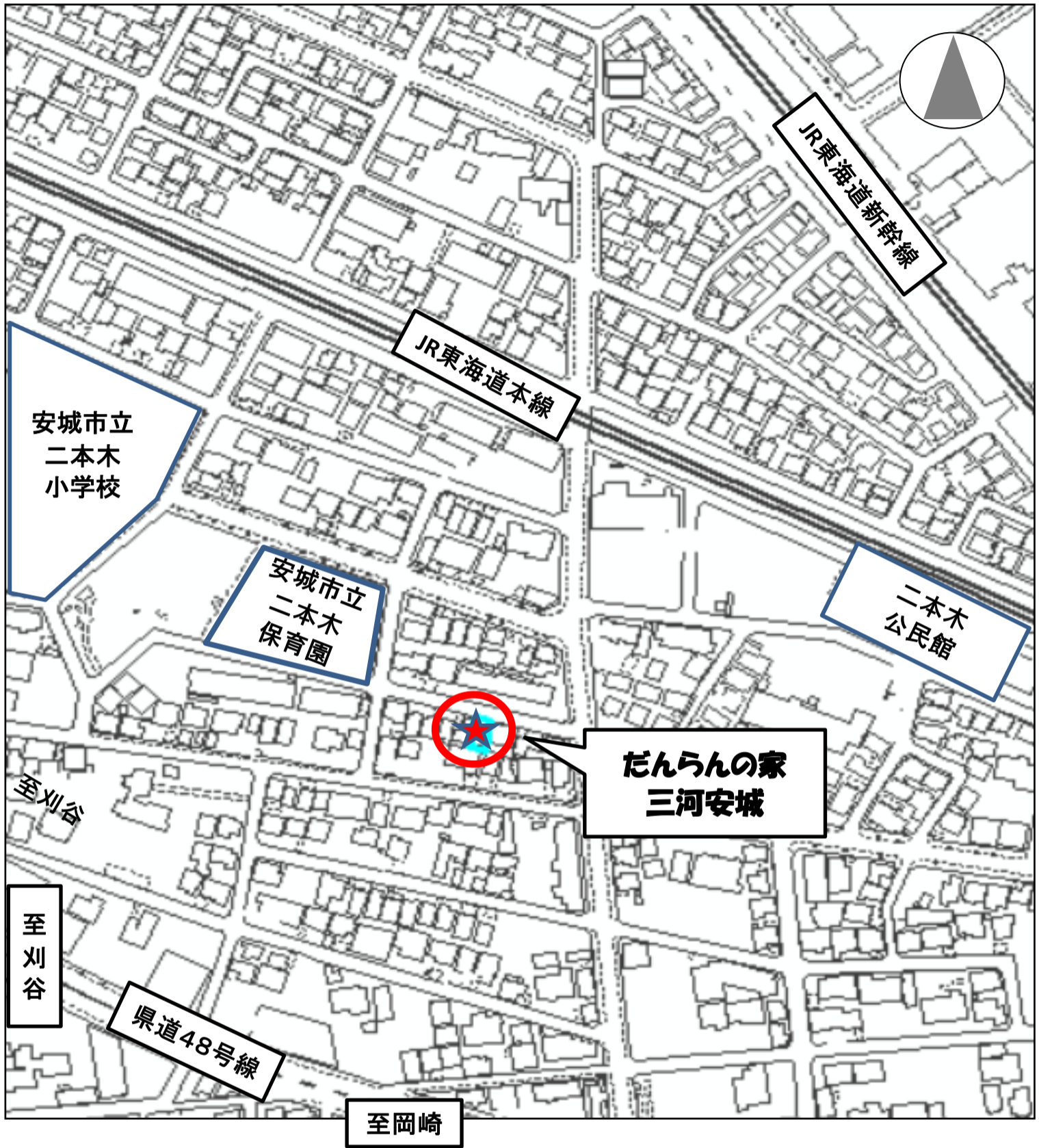


議題 2 地域密着型サービス事業所の新規指定について（1/2 事業所目）

1 申請者概要

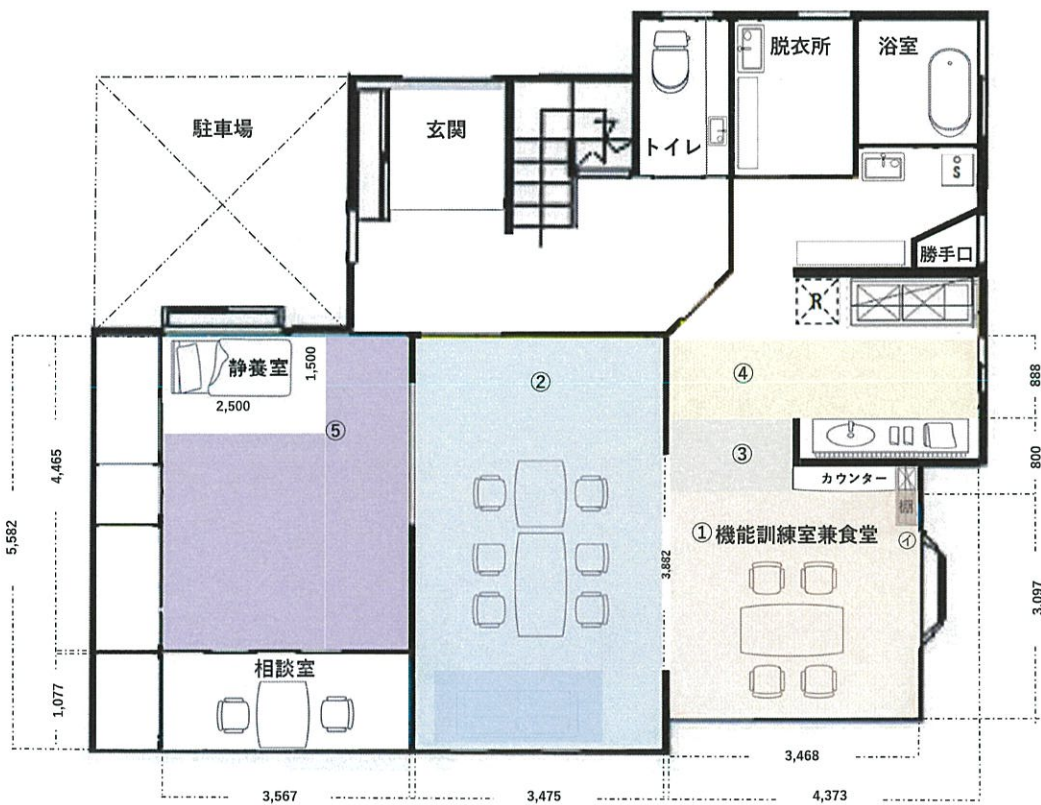
項目	内容
申請事業者 (法人名)	株式会社笑顔と感謝
代表者	代表取締役 黒坂 直人 (くろさか なおと)
所在地	西尾市つくしが丘四丁目 1 1 番 2 号
法人設立年月日	令和 4 年 1 2 月 1 5 日
サービス種別	地域密着型通所介護
事業所名称	だんらんの家 三河安城
事業者及び 事業所概要	株式会社笑顔と感謝は、会社設立から間もなく介護保険サービス事業所としての運営は初めてとなるが、事業所に勤務予定である生活相談員は介護福祉士の他に介護支援専門員も勤務予定であることや常勤者が多いことから利用者により寄り添ったサービス提供が行われる事業所として期待される。
管理者	黒坂 正己 (くろさか まさみ)
指定申請地	安城市緑町一丁目 3 5 番地 3
日常生活圏域	西中学校区
建物構造	木造瓦葺 2 階建て
営業日 サービス提供時間	月曜日～日曜日 9 時 0 0 分～1 7 時 0 0 分
利用定員	1 0 名
通常の実施地域	安城市
事業開始予定日	令和 5 年 6 月 1 日

2 だんらんの家 三河安城 位置図・平面図



だんらんの家 三河安城は、安城市立二本木保育園の南東側、二本木公民館の南西に位置しております。

だんらんの家 三河安城
愛知県安城市緑町1-35-3

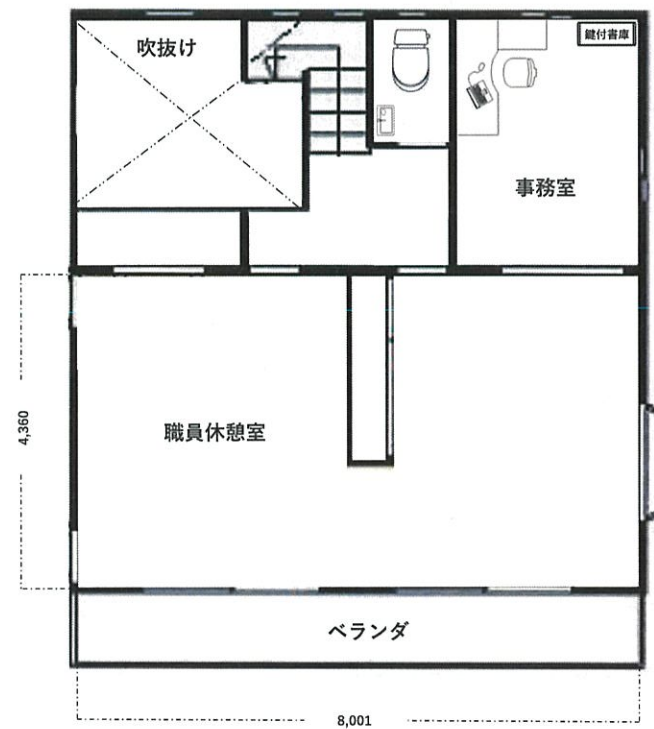


機能訓練室兼食堂 求積図

①	$3,097 \times 3,468 = 10.74$	(減算)	
②	$5,582 \times 3,475 = 19.39$	棚①	$253 \times 717 = \blacktriangle 0.18$
③	$800 \times 922 = 0.73$	静養室	$2,500 \times 1,500 = \blacktriangle 3.75$
④	$888 \times 4,374 = 3.88$	計	3.93㎡
⑤	$4,465 \times 3,567 = 15.92$		
計	50.66㎡		

総計

$$50.66\text{㎡} - 3.93\text{㎡} = 46.73\text{㎡}$$



3 基準との適合性について

ア 事業所指定の主な書類確認事項

項目	確認書類
人員基準	資格証、勤務形態一覧表
設備基準	事業所平面図、設備の概要、主要な場所の写真、登記事項証明書、賃借契約書
運営基準	定款、法人登記事項証明、運営規程、苦情処理措置の概要、介護給付費に関する届出、欠格事由非該当の誓約書、役員名簿

イ 各種基準との確認

基準		申請内容	基準適合の可否
人員基準	生活相談員	・サービス提供を行う時間数に応じて専従1以上配置 ・常勤専従の生活相談員1名【介護支援専門員】 ・常勤兼務の生活相談員1名【介護福祉士】	○
	看護職員	・サービス提供日ごとに専従1以上配置 ※利用定員10名以下の場合、設置義務なし ・利用定員10名のため配置なし	/
	介護職員	・利用者10人の場合 確保すべき勤務延時間数 ≥平均提供時間数 ・単位ごとに常時1人以上確保 ・常勤専従の介護職員1名 ・常勤兼務の介護職員1名 計2名配置	○
	機能訓練指導員	・訓練を行う能力を有する者（理学療法士、看護職員等）1以上配置 ・常勤専従の機能訓練指導員1名【あん摩マッサージ指圧師】	○
	管理者	・常勤専従1配置 ※管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事することができる。 ・常勤専従の管理者1名配置	○
設備基準	食堂及び機能訓練室 3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上	・食堂及び機能訓練室（46.73㎡）	○
	静養室	・パーティションにより区画	○
	相談室 遮へい物の設置等により相談内容が漏えいしないよう配慮されていること	・専用部屋を確保	○
	事務室	・業務を行うための十分な広さあり。	○
	消化設備その他の非常災害に際して必要な設備・その他の設備及び備品等を備える	・消火器2個配置 ・事業所運営に必要な備品を配置	○
運営基準	・定款の目的の中に「介護保険法に基づく地域密着型サービス事業」の記載 ・運営規程に必要項目を記載 ・苦情を処理するための措置 ・欠格事由に該当していないこと ・基準を満たしていることを確認	○	

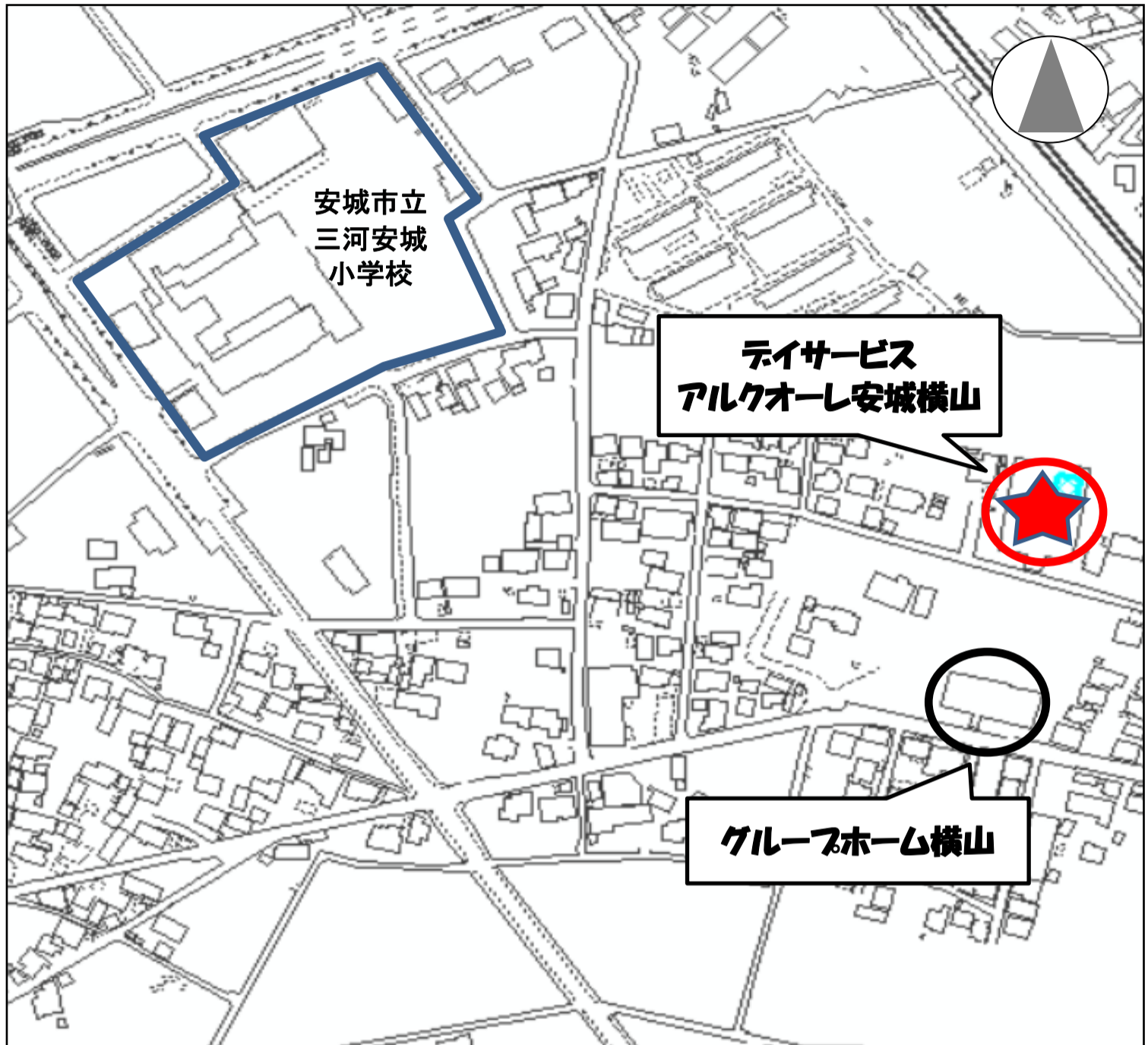
指定申請時の提出書類及び現地確認にて各種基準を満たしていることを確認しました。

地域密着型サービス事業所の新規指定について（2/2 事業所目）

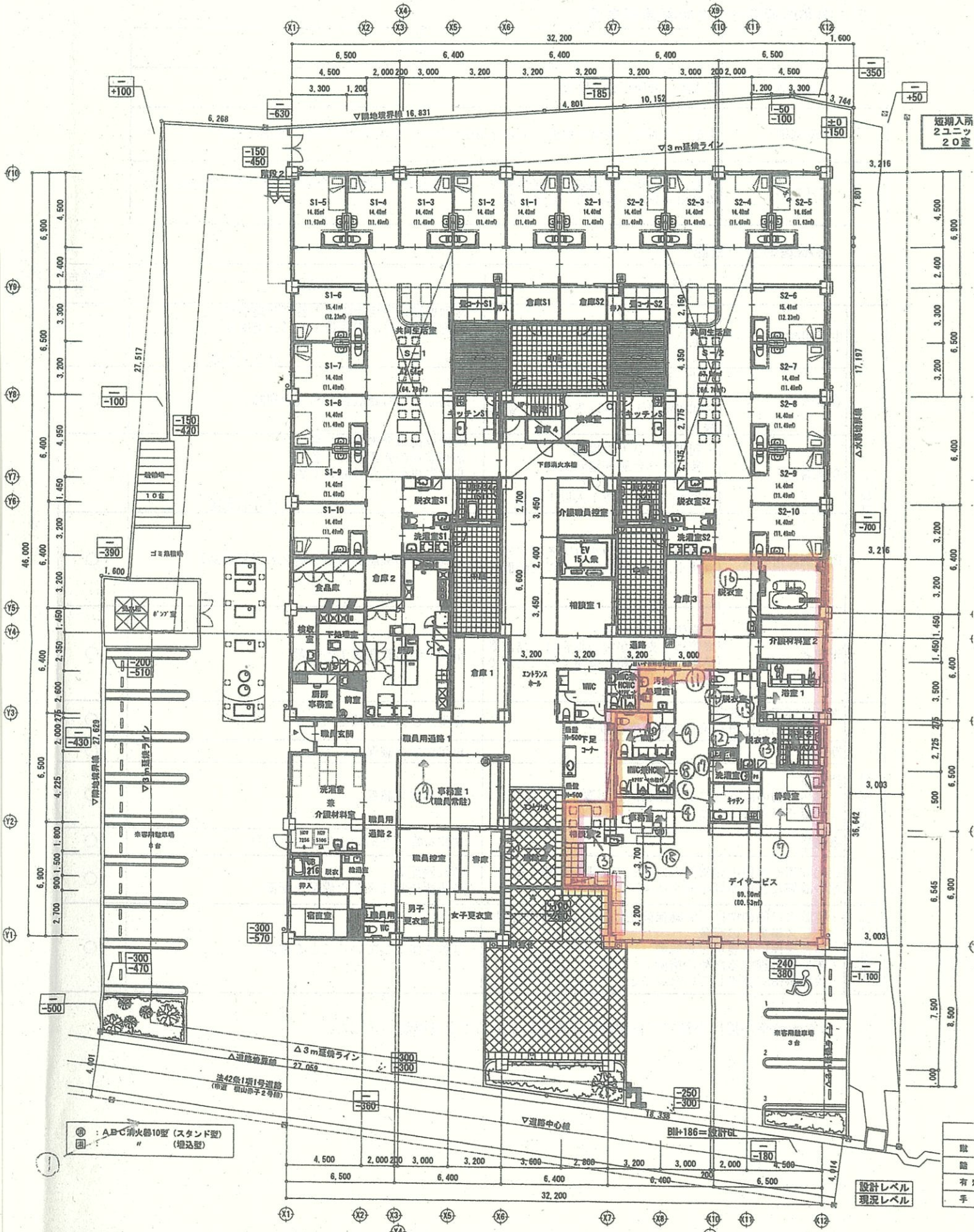
1 申請者概要

項目	内容
申請事業者 (法人名)	社会福祉法人百陽会
代表者	理事長 牧 功 (まき いさお)
所在地	岡崎市大平町字古淵 2 5 番地
法人設立年月日	平成 1 7 年 7 月 7 日
サービス種別	地域密着型通所介護
事業所名称	デイサービス アルクオーレ安城横山
事業者及び 事業所概要	社会福祉法人百陽会は、安城市、岡崎市、碧南市等で通所介護、特別養護老人ホーム、グループホーム等を展開している。 なお、本市では、地域密着型特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービスを運営している。 今回、利用定員数の変更に伴い、県所管の通所介護から市所管の地域密着型通所介護への所管変更となります。 ※本事業所は、平成 2 8 年 4 月から地域密着型通所介護 令和 2 年 1 0 月から通所介護
管理者	馬場 哲朗 (ばば てつろう)
指定申請地	安城市横山町赤子 1 0 番地
日常生活圏域	南中学校区
建物構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建て
営業日 サービス提供時間	月曜日～土曜日 (1 2 月 3 1 日～1 月 3 日除く) 9 時 2 0 分～1 6 時 3 0 分
利用定員	1 8 名
通常の実施地域	安城市
事業開始予定日	令和 5 年 6 月 1 日

2 デイサービス アルクオーレ安城横山 位置図・平面図



デイサービス アルクオーレ安城横山は、グループホーム横山の北側、安城市立三河安城小学校の南東側に位置しております。



短期入所
2ユニット
20室

設計レベル
現況レベル

3 基準との適合性について

ア 事業所指定の主な書類確認事項

項目	確認書類
人員基準	資格証、勤務形態一覧表
設備基準	事業所平面図、設備の概要、主要な場所の写真、登記事項証明書、賃借契約書
運営基準	定款、法人登記事項証明、運営規程、苦情処理措置の概要、介護給付費に関する届出、欠格事由非該当の誓約書、役員名簿

イ 各種基準との確認

基準		申請内容	基準適合の可否	
人員基準	生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供を行う時間数に応じて専従1以上配置 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤専従の生活相談員1名【介護福祉士】 常勤兼務の生活相談員1名【介護福祉士】 <p style="text-align: center;">計2名配置</p>	○
	看護職員	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供日ごとに専従1以上配置 ※利用定員10名以下の場合、設置義務なし 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤兼務の看護職員2名【看護師】 	○
	介護職員	<ul style="list-style-type: none"> 利用者10人の場合確保すべき勤務延時間数 ≥ 平均提供時間数 単位ごとに常時1人以上確保 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤専従の介護職員2名 常勤兼務の介護職員1名 非常勤専従の介護職員1名 <p style="text-align: center;">計4名配置</p>	○
	機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> 訓練を行う能力を有する者（理学療法士、看護職員等）1以上配置 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤兼務の機能訓練指導員2名【看護師】 	○
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> 常勤専従1配置 ※管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤兼務の管理者1名配置 	○
設備基準	食堂及び機能訓練室 3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上	<ul style="list-style-type: none"> 食堂及び機能訓練室（80.53㎡） 	○	
	静養室	<ul style="list-style-type: none"> 専用部屋を確保 	○	
	相談室 遮へい物の設置等により相談内容が漏えいしないよう配慮されていること	<ul style="list-style-type: none"> 専用部屋を確保 	○	
	事務室	<ul style="list-style-type: none"> 業務を行うための十分な広さあり。 	○	
	消化設備その他の非常災害に際して必要な設備・その他の設備及び備品等を備える	<ul style="list-style-type: none"> 消火器配置 事業所運営に必要な備品を配置 	○	
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> 定款の目的の中に「介護保険法に基づく地域密着型サービス事業」の記載 運営規程に必要項目を記載 苦情を処理するための措置 欠格事由に該当していないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 基準を満たしていることを確認 	○	

指定申請時の提出書類にて各種基準を満たしていることを確認しました。